

## 海外留学奨学金

本学学生の留学を奨励するために、学納金を減免または奨学金を給付して、留学参加を援助することを目的とした奨学金です。

### ●種類・給付額・給付方法・返還

種類	対象留学期間	対象者	給付額	給付方法	返還
第一種奨学金	1 セメスター	特待生でない者	施設設備費半額相当額	施設設備費と相殺	不要
第二種奨学金	1 セメスター	第二種特待生	施設設備費 1/4 相当額	施設設備費と相殺	不要
第三種奨学金	1 セメスター	第一種特待生	50,000 円	給付	不要
第四種奨学金	2 セメスター	特待生でない者	授業料 1/4 並びに施設設備費半額相当額	授業料・施設設備費と相殺	不要
第五種奨学金	2 セメスター	第二種特待生	授業料 1/8 並びに施設設備費半額相当額	授業料・施設設備費と相殺	不要
第六種奨学金	2 セメスター	第一種特待生	施設設備費半額相当額	施設設備費と相殺	不要

### ●説明

- 対 象：本学が企画した1セメスター以上の海外留学参加者が対象です。
- 手 続：留学参加申込書を提出後、所定の申請書に必要事項を記入の上、学生センターへ提出してください。
- 給 付：当該学期の施設設備費・授業料と相殺されて給付されます。（第三種は直接給付されます。）他の奨学金を受給していたり、特待生が継続している場合でも、この奨学金を受給することができます。その場合この奨学金の給付額は奨学金受給の上限額の積算には含まれません。

## 日本学生支援機構留学生支援制度奨学金（重点政策枠）（学外）

グローバル人材育成推進事業採択大学に対して重点的に配分される留学参加を援助することを目的とした奨学金です。留学先によって額が異なります。また、グローバル人材育成推進事業実施期間のみの期間限定の奨学金です。

### ●給付額・給付方法・返還

対象者	給付額	給付方法	返還
本学の留学・語学研修で対象となるプログラムに参加し、指定の条件に合致する者の中から選抜	60,000～80,000 円／月 留学先によって額が異なります。	口座振込	不要

### ●説明

- 条 件：
  - 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者
  - 本学における成績評価係数が2.3以上（3.0満点）（日本学生支援機構の計算式）
  - 経済的理由により、自費のみで留学が困難な者（所得証明書を提出）
  - 留学先の査証（ビザ）を取得できる者
  - プログラム終了後、本学において学業を継続する、または学位を取得する者
  - 他団体から奨学金支給月額合計が本奨学金額を超えない者
- 手 続：説明会または案内に従い、所定の手続きを行なって下さい。
- 給 付：留学期間中に本人の口座に毎月振り込まれます。
- 義 務：
  - 留学前：留学&奨学金に関するアンケートへの回答
  - 帰国後：留学&奨学金に関するアンケートへの回答・終了報告書の作成・提出